

## 家具ブランド力向上支援事業（製品企画力高度化支援事業）

### 支援企業募集要項

（平成30年4月2日制定）

福岡県工業技術センターインテリア研究所（以下「インテリア研究所」という。）は、県内の家具・装備品製造業の製品企画力向上を支援し、戦略的な製品開発ができる活力ある企業を育成することを目的とした、家具ブランド力向上支援事業（製品企画力高度化支援事業）を実施します。つきましては、インテリア研究所では、戦略的に製品開発された家具・装備品の事業化を促進するため、当該事業において製品企画から製品化まで一貫した支援を受け、新たな基幹製品の創出や自社の製品企画力の向上にチャレンジする企業を募集します。

#### 1 募集内容

当該事業では、外部有識者やインテリア研究所職員らとグループを構成し戦略的な製品企画に取り組みます。続いて、企画開発された製品コンセプトを具現化するデザイン作業をデザイン事業者に業務請負し、製品化の促進を図ります。そこで、県内の家具・装備品製造業を対象に支援を希望し、新たな基幹製品の創出や自社の製品企画力の向上にチャレンジする企業を募集します。

#### 2 募集期間

平成30年4月11日（水）～平成30年5月7日（月） 17：00必着

#### 3 応募資格

福岡県内の家具・装備品製造業または、福岡県内に事業所を有する上記企業を構成員に含むグループ。また、原則として従業員50人以下、または直近の売上高10億円以下の家具・装備品製造業。当該事業の支援を受けることにより、平成30年度末迄に当該事業によって企画開発された事業化を実現する製品または、製品化に向けた試作品を製造することができる者。

#### 4 支援件数

応募のあった企業について資格要件をチェックし、審査会での審査を経て、支援企業を決定します。（3社程度の予定）

#### 5 応募方法

募集要項を参照の上、製品企画力高度化支援事業申込書（様式1）と事業概要資料（会社案内等）をインテリア研究所まで持参又は郵送により提出して下さい。（郵送の場合）

合は、5月7日(月)17:00必着のこと)

※グループでの応募の場合は、応募者として代表の実施主体を1社選定し、グループ参加者のリスト(様式2)を提出して下さい。

## 6 審査方法

応募案件について、①事業者の将来ビジョンと目標の明確性、②これまでの実績とセールスポイント、③製品企画に対する考え方と本事業への期待度、④デザインに対する考え方とデザイナーへの期待、⑤製品化または試作品製造までの具体的な実施方法および実施スケジュールを審査のうえ、支援を受ける企業(以下支援企業という。)を決定します。

## 7 スケジュール

当該事業は、以下のスケジュールにより実施します。本募集は下記①になります。

<Step1> 支援企業の公募・決定 (平成30年4~5月)

- ①支援企業の募集:本募集要項のとおり
- ②応募者審査(審査会の開催)
- ③支援企業の決定
- ④説明会の開催

<Step2> 商品企画作成実施(平成30年5~8月)

- ⑤支援企業を含む関係機関で構成されたグループで、新たな製品を企画開発

<Step3> デザイン事業者の公募・決定(平成30年8~9月)

- ⑥デザイン事業者への企画説明および、デザイン事業者の募集
- ⑦応募者審査(審査会の開催)
- ⑧デザイン事業者の決定と請負契約の締結

<Step4> デザイン業務実施(平成30年9月~平成31年3月)

- ⑨デザイン事業者が主体となって、製品企画を具現化したデザインを制作

<Step5> 事業化を前提とした試作品の完成(平成31年3月)

- ⑩支援企業が主体となり、デザイン事業者が制作したデザインが元となる事業化を実現する製品または、製品化に向けた試作品を完成

## 8 応募に関する注意事項

- (1) 支援企業の製品企画開発の取り組みには、インテリア研究所が運営に携わります。
- (2) 支援企業については、企業名および7 <step2>で企画開発された製品コンセプトを表すタイトルを福岡県工業技術センターホームページ等で公表するとともに、デザイン事業者向けの説明会でプレゼンテーションをしていただきます。
- (3) 支援企業は、インテリア研究所と福岡県工業技術センターが福岡県工業技術センタ

ー共同研究要綱に定める共同研究契約に基づき契約を締結します。

- (4) 7 <step2>で企画開発された製品コンセプトの内容については、応募を検討しているデザイン事業者に対して、秘密保持契約を締結のうえ開示致します。
- (5) 当該事業では、デザイン事業者からのデザイン支援企画提案を審査しデザイン事業者を決定するため、支援企業がマッチングを希望するデザイン事業者からのデザイン支援を受けられない場合があります。
- (6) 本事業におけるデザイン事業者とは、製品開発に係るデザイン作業ができる法人または個人事業者を指します。
- (7) 当該事業に関わる外部有識者による、デザイン支援業務に関わる契約期間中の経費については、インテリア研究所が外部有識者へ直接支払います。
- (8) 当該事業で選定したデザイン事業者による、デザイン支援業務に関わる経費については、契約期間中の業務請負料としてインテリア研究所がデザイン事業者へ直接支払います。
- (9) 試作品の製作に係る材料費などの諸経費の他、当該事業の請負契約の業務内容に含まれない業務をデザイン事業者に委託することで発生する費用は支援対象者の負担となります。
- (10) 当該事業において、デザイン事業者が成した知的財産権（知的財産権とは発明、考案及び意匠、商標に関連するネーミング、ロゴ・シンボルマーク、著作物の創作及びノウハウの創出による成果物をいう。知的財産権には発明、考案、意匠及び商標の各々特許、実用新案登録、意匠登録を受ける権利及び商標登録出願を行う権利（商標登録出願により生じた権利）を含む。以下「本知的財産権」という。）は、原則として福岡県に帰属します。
- (11) 当該事業の実施において支援企業は、必要な場合、デザイン事業者やインテリア研究所と秘密保持契約を締結することができます。
- (12) 事業の事業効果を測るため、当該事業を通じて開発した商品の販売・売上実績を、該当する製品が廃番となるまで、インテリア研究所に報告していただきます。
- (13) 役員等経営に関与する者に暴力団員が含まれている場合は、支援企業に認定しません。仮に、支援決定後に判明した場合は、支援決定を取り消します。
- (14) 当該事業の実施は、地方創生推進交付金の交付決定を前提とします。

## 9 提出先・問い合わせ先

〒831-0031 福岡県大川市上巻 405-3

福岡県工業技術センター インテリア研究所 技術開発課（担当者：石川）

TEL：0944-86-3259 FAX：0944-86-4744 E-mail：[hishikawa@fitc.pref.fukuoka.jp](mailto:hishikawa@fitc.pref.fukuoka.jp)